

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

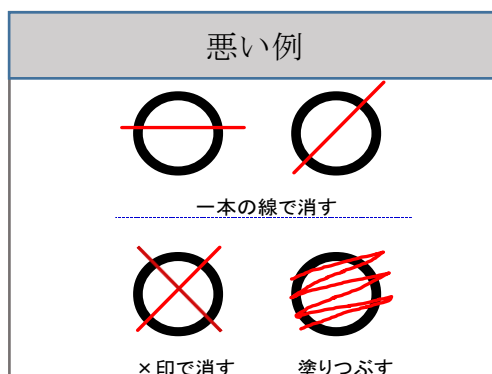
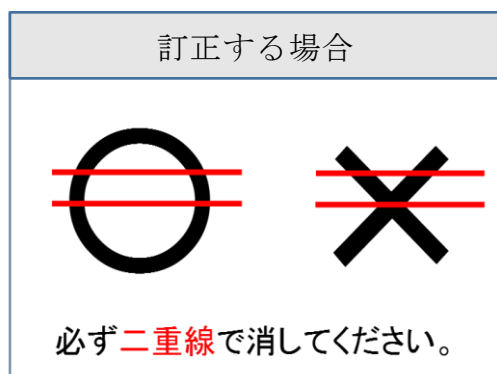
試験実施日 令和5年10月18日

事業者名 _____

受験者名 _____

【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。



事務処理欄		

中部運輸局

／30

問 1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等省令で定める事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。（ ）
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。（ ）
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が39両の場合に必要な運行管理者の選任数は2人である。（ ）
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をした場合は、その旨をすみやかに国土交通大臣に報告しなければならない。（ ）
- 5 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。（ ）
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。（ ）
- 7 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（ ）
- 8 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに省令で定める事項を記載し、かつ、省令で定める写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。（ ）
- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（ ）
- 10 一般貸切旅客自動車運送事業者は、省令で定める事項を記載した運行指示書を作成し、運行を計画した日から1年間保存しなければならない。（ ）
- 11 一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければな

らない。 ()

- 12 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画は、営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数のみである。 ()
- 13 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項を定めなければならない。 ()
- 14 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。 ()
- 15 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行ってはならない。 ()

問2 次の設問の () に、法及び規則並びに告示等の文に照らしあわせて、正しい語句を記載して下さい。

- 16 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び () の状況について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。
- 17 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び () を図ることを目的とする。
- 18 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により () の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員等に対する必要な指示その他 () のための措置を講じなければならない。(※同じ語句が入ります。)
- 19 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、() 年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していなければならない。

問3 以下の各設問の () 内に、正しい語句を [] 枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 20 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイ

ントを分かりやすく示すことにより、単純な（ ）比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。

[A：サービス B：価格 C：車両]

- 21 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に通算して（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。

[A. 一年 B. 三年 C. 五年]

- 22 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ ）を受け、報告をすること。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

- 23 旅客自動車運送事業者は、（ ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。

[A. 六十歳 B. 六十五歳 C. 七十歳]

- 24 道路運送法は、輸送の安全を確保し、道路運送の（ ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としている。

[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者]

- 25 一般旅客自動車運送事業者は、その（ ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

[A. 名義 B. 運賃 C. 運送約款]

- 26 旅客自動車運送事業者は、（ ）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

[A. 二月 B. 六月 C. 一年]

- 27 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]

- 28 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、（ ）国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

[A. あらかじめ B. 事後に C. 運送開始前に]

- 29 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、()有効に保持するとともに、運転者の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

[A. 常時 B. 使用時に C. 運行前に]

- 30 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故（旅客自動車運送事業者が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）を生じた場合は、電話その他適当な方法により、()以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題(回答)

試験実施日 令和5年10月18日

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等省令で定める事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。 (○)
[運輸規則第26条の2]
- 2 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。 (○)
[法第14条]
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が39両の場合に必要な運行管理者の選任数は2人である。 (○)
[運輸規則第47条の9]
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をした場合は、その旨をすみやかに国土交通大臣に報告しなければならない。 (×)
[法第30条]
- 5 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。 (○)
[運輸規則第2条]
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 (○)
[運輸規則第26条]
- 7 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (×)
[法第11条]
- 8 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに省令で定める事項を記載し、

かつ、省令で定める写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。(○)

[運輸規則第37条]

- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。(○)

[運輸規則第16条]

- 10 一般貸切旅客自動車運送事業者は、省令で定める事項を記載した運行指示書を作成し、運行を計画した日から1年間保存しなければならない。(×)

[運輸規則第28条の2]

- 11 一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(×)

[法第38条]

- 12 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画は、営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数のみである。(×)

[施行規則第4条]

- 13 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項を定めなければならない。(○)

[施行規則第12条]

- 14 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。(×)

[運輸規則第68条]

- 15 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行ってはならない。(○)

[法第20条]

問2 次の設問の()に、法及び規則並びに告示等の文に照らしあわせて、正しい語句を記載して下さい。

- 16 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び(運行)の状

況について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

[運輸規則第24条]

- 17 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（**旅客の利便**）を図ることを目的とする。

[運輸規則第1条]

- 18 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により（**輸送の安全**）の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員等に対する必要な指示その他（**輸送の安全**）のための措置を講じなければならない。（※同じ語句が入ります。）

[運輸規則第20条]

- 19 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、（**1**）年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していなければならない。

[法第7条]

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を[]枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 20 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な（**B**）比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。

[A：サービス B：価格 C：車両] [貸切バス選定・利用ガイドライン・目的]

- 21 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に通算して（**B**）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。

[A. 一年 B. 三年 C. 五年] [運輸規則第47条の5]

- 22 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（**A**）を受け、報告をすること。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談] [運輸規則第50条]

- 23 旅客自動車運送事業者は、（**B**）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の

安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。

[A. 六十歳 B. 六十五歳 C. 七十歳] [運輸規則第38条]

24 道路運送法は、輸送の安全を確保し、道路運送の（ A ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としている。

[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者] [法第1条]

25 一般旅客自動車運送事業者は、その（ A ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

[A. 名義 B. 運賃 C. 運送約款] [法第33条]

26 旅客自動車運送事業者は、（ A ）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

[A. 二月 B. 六月 C. 一年] [運輸規則第36条]

27 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ B ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間] [運輸規則第21条]

28 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、（ A ）国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

[A. あらかじめ B. 事後に C. 運送開始前に]

[法第9条の2]

29 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ A ）有効に保持するとともに、運転者の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

[A. 常時 B. 使用時に C. 運行前に] [運輸規則第24条]

30 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故（旅客自動車運送事業者が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）を生じた場合は、電話その他適当な方法により、（ B ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間] [自動車事故報告第4条]